

休眠預金活用事業 事業計画書【2023年度通常枠】

基本情報

申請団体

資金分配団体

資金分配団体

事業名（主）

事業名（副）

団体名

事業の種類1

事業の種類2

事業の種類3

事業の種類4

必須入力セル

任意入力セル

資金分配団体		支援から取り残される被災者への支援体制強化			
		豪雨災害支援を中心とした人道支援ノウハウ移転			
		特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		④災害支援事業			
事業の種類2		防災・減災支援			
事業の種類3		緊急災害支援			
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	☐ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	☐ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	☐ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	☐ ⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	☐ ④ 働くことが困難な人への支援
	☐ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	☐ ⑥女性の経済的自立への支援
	☐ ⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	☐ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	☐ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	☐ ⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性	発災時に支援が行き届きにくい脆弱層や発災により貧困や脆弱な状況に陥る層に対し、災害時の早期支援介入と伴走支援により、発災当初の困窮対応や、復興に向けた支援制度への連結などし、脆弱性の軽減を目指す。
11.住み続けられるまちづくり	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護	生活基盤を水害等により喪失又は損壊することにより、生活環境の悪化が発生することにより経済面のみならず、衛生面や心身面においてQOLが低下し、自死を含めた災害関連死に至ることを早期に抑止する。
13.気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する	豪雨や台風等の国内で急増する水関連の災害において、現地の力を活かしつつ、これまでの国内外の災害現場における有効な知見等を現場に提供することにより、国内のどこにいてもより多くの方々を救える体制をつくる。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	197/200字
当法人は、NGO、政府機関、企業、メディア及び研究機関等有している人材、資金及び知識や経験の相互利用により、日本の民間団体による援助活動の質的向上を図り、国内外で起こる自然災害の被災地域、紛争地域及び途上国における援助活動を積極的に行い、その活動を通じて国際社会の一員として平和な社会づくりに貢献することを目的とする。また、その活動を通じて日本の市民社会のさらなる発展に寄与することを望む。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
当法人は、団体の目的を達成するために援助活動に従事する民間団体等への、官民間わない資金的、物的資源を助成するなどし、国内外で起きる被災地、紛争地の緊急人道支援を行っている。 併せて、援助活動の更なる適正性や効率性を高めるため関係する多様な機関との連絡調整や民間団体の組織、人的基盤強化を実施している。 また援助活動の調査研究、政策提言等を広く発信し、企業や団体等と連携した支援者の開拓も行っている。	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2024/4/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	全国 (過去3年間で災害救助法 が適応された地域中心)	実行団体における、不動産(土地・建物)購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入(建物新築含 む)は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められま す。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	対象地域内において、対象地域内の団体に対して、自団体の有する下記の内容 に該当する災害支援ノウハウ※を移転する団体。※ノウハウとは、その方法論 が体系っており、且つ災害現場で使われた実績があるものとする。 ・災害時の子どもや女性に対する支援 ・被災により生活再建が困難になった方々に対する支援 その他、災害脆弱者に特化した支援。					(人数)	(防災減災) ノウハウ(技術)移転を行う団体3~4団体を想定。 ・団体事業担当者各2人程度、6-10人 ・技術移転を受ける団体数、各2団体、担当者2人程度として12-20人 (災害対応) ・各事業担当者2人程度(6-10人)、 技術移転を受けた団体職員各2人程度(6-10人) ・追加公募した場合、各事業担当1人(4人から8人程度と想定)	
最終受益者	災害脆弱者(高齢者、心身虚弱者、女性、子ども、外国人等) 対象地域内において、対象地域内の団体が災害時に有効な支援手法を持つこと により、通常の災害時の支援においては支援が不足する、遅延すると考えられ る災害脆弱層。平時においては当該対象地域における低所得者数を想定数とし る。					(人数)	(概算として)4000人以上(被害規模2万世帯想定) 発災地域、災害形態に因る為、外部支援が必要な災害時の被災者数を 2万世帯と想定した場合、国内の年収200万円以下の世帯数約20%の 為、この数字とする。 https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/2-4.html	
事業概要	1.防災・減災事業(以降、防災減災と言う)と2.緊急災害事業(以降、緊急対応と言う)の2つの連関した事業を行う。 1.防災減災について 災害時に行政や民間からの支援が不足すると考えられる災害脆弱者層にして、発災時に迅速かつもれなく支援が行える体制づくりを行う。 目的達成のため、平時において対象地域で実行団体は、高齢者、女性、子どもなどの脆弱層支援を行う団体(連携団体)に対し、これまでの災害支援の経験や支援手 法を体系化している団体から支援ノウハウの移転や、対象地域に適した手法の検討などを行い、発災時に、ノウハウ移転による効果的な支援、外部団体との連携が 行われる事を目指す。 対象地域については、2020年度以降進めてきた西日本(中国、四国、九州)に重点を置きつつ、2020年以降、大規模な自然災害が起こっている地域も対象とする。 今回の実行団体は、災害支援において脆弱層に特化した支援活動の経験があり、且つ他の団体に自団体の支援技法を移転することが可能な団体とする。 事業期間を通じ、実行団体は、対象地域内の連携団体に対して①支援手法の移転を行い、②事業期間終了後を見据えた関係性の構築を目指す。また、実行団体の出口 戦略にも重点を置き、事業期間中、既存ノウハウを見直し、地域内外の支援事業に関連のある企業をステークホルダーに組み入れた体制づくり支援を行う。 2.緊急対応について 発災時於いては、1.災害対応準備における実行団体が、平時の取り組みを活かし、速やかに災害対応するための資金提供を行う。また助成金に残りが発生した場合 は、3年間での複数回出動も検討しており、また1の実行団体に限らず、改めて公募を行い、災害の特徴に応じた柔軟な資金提供を行う。POは、平時から災害対応準 備の事業に取り組みながら、これまで休眠預金事業を通じて災害対応を行った団体等と関係性を築き、有事の準備を行う。							

797/800字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1000/1000字
自然災害が多い国ではあるが、2000年台に入り、地震災害の増加に加え、台風・大雨被害が増加傾向にある。地震災害は発生を予測できないが、水害関連については、1ヵ月以内から、発生は予測できつつある。2016年以降は毎年激甚災害に指定されるような規模の被害が続いており、また2019年以降においては、一度の災害(台風等)で九州・沖縄から東北地方に及ぶ広域な被害が増えてきている。 ■被害の実態 毎年にも及ぶ水害を経験する被災者も増加し、災害に対する恐怖に加え、繰り返される家屋の損傷、そして近年の景気の低迷による生活再建の不安などが広がっている。 被害の状況は、地震や津波などと違い、家屋や都市機能が破壊されるような状況は少ないが、家屋については、家財や家の基礎部分の浸水によるカビや細菌などの衛生問題や電気設備が使用停止状態になるなど、見た目は引き続き使えるように見えるが、実際は水没した家財道具の破棄、床上下の清掃、家屋の基礎や電気設備の入れ替えなどが必要であり、簡単に復旧する状況ではなく、高齢世帯や心身虚弱者を抱える家庭、子育て世帯などはかなり困難な状態に陥る。 またこのような災害脆弱層の方々については、住宅の復旧をしながら、避難所で生活を送られることも想定されるが、集団での生活に不安を覚えることが多く、この点も課題が残っている。 ■支援（行政） 日本においては、災害は行政による支援を主とする考えが強い中、行政については、大規模地震等への対応は準備をしているが、昨今の毎年襲う水害における被災者支援については、スピード感など、まだ対応しきれていないように考える。 ■支援（民間団体） 民間支援者においては、被害地域の拡大、広域化に伴い、人材や資金を含めた資源の不足や分散が続いている。この背景には、上述の災害発災件数や被害地域の拡大による支援先の増加と、水害に対する意識の違いからか、主に民間の寄付においても、地震などと比較をすると、寄付が集まらない状況の為、活動ができない、又は支援途中で資金が枯渇する事態が生じている。 このため、漫然とした災害支援ではなく、発生頻度の高い傾向が続く水害や複数回被害を受けている地域に焦点を合わせ、災害支援のノウハウを持つ団体から、地域の団体へ移転することにより、災害支援における民間の支援量の増加を進め、変容する自然災害への対応を行っていく必要状況にある。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	194/200字
政府においては、既存の災害支援制度の柔軟な適応を行い、被災自治体への支援を強化しているように見受けられる。また官民連携として、民間、行政、社会福祉協議会などの三者連携や災害ケースマネジメントの推進など民間の力を活用する傾向が高くなってきている。一方、被災している基礎自治体においては、高い頻度で被災している自治体やそうではない自治体において、制度の活用などに温度差や時間差が生まれている。	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	197/200字
JPFでは、2020年度より災害の増加や頻発化に即した災害対応準備として、主に九州、四国、中国地において、災害支援のノウハウを持つ団体からの地域団体へのノウハウ移転や関係性づくりを行う事業を行っている。この事業により今年度災害のあった九州、福岡においては団体間の連携により支援活動が行われ、他地域の支援においても、平時からの休眠預金を通じた実行団体間での情報交換が行われ、支援に活かされている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	200/200字
頻発する水害は地震などと違い、社会的関心も低く、被災者は不足する支援の中で生活復旧を行っている。同様に、支援団体においては寄付金獲得が難しい状況にある。水害に対応した行政施策の後押しや寄付者に対しての水害に関する支援を訴求するまでには時間がかかると考えられ、この現状の改善には、休眠預金を活用することが最も迅速であり、また災害がどこで起きるか分からない点から、多くの国民に裨益する活動となると考える。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
(防災減災・緊急災害共通)
平時に共有された災害時の災害脆弱層支援ノウハウを生かし、被災地外の団体と対象地域内の団体が連携し、地域の資源を活かしながら迅速に支援が行われ、支援につながらない被災者を生み出さない状態。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
(防災減災) ①対象地域において、実行団体が提供する災害支援ノウハウが共有された状態になり、発災時に実行団体と連携して緊急対応できる状態になる。 (中国、四国、九州、近年発災地域を対象地域とする)		対象地域単位でのノウハウが対象地域において共有された状態 確認要件としては、 ①各地域の団体のノウハウ理解度、 ②各実行団体と地域団体の災害時の連携意向③地域行政等との連携状況		0（九州四国中国、近年発災した地域を母数とし、0/4）		4/4（事業終了時）
(防災減災) ②実行団体の提供するノウハウの分野ごとの発災時の連携に関するマニュアルやガイドラインの整備		分野ごとに汎用性のある、国内どこで災害が起きても対応できる、感染症対策を行った上での、重点分野内のマニュアルや必要なガイドラインの策定		0又は、統一的な見解はない		4/4（事業終了時）
(緊急対応) ①対象の被災地域において、団体の支援活動（災害脆弱層のニーズ把握やその対応）により、被災地域における脆弱層の全体像の把握と生命の安全な状態を維持・確保する。		団体による当該地域の脆弱層のニーズ調査に基づき指標を立てる。 想定される指標は 定量的指標：支援ニーズとその対応数		団体の支援活動に応じて初期状態が確定 ・在宅避難者への物資供給不足 ・乳幼児、高齢者など特別な物的支援不足 ・外国人市民や訪問者の帰還支援など		期間中発見する対応可能なニーズへの100%対応 助成期間終了後も引き続き支援が必要な層への何らかの支援への引継ぎ(事業終了時までの間)
(緊急対応) ②支援対象期間終了後においては、把握された脆弱層が自立再建に向けた自助が可能な状態を目指し、互助、共助、公助など、必要な支援が受けられる状況をつくる。		定性的指標：自立再建に何らかの外的支援が必要な脆弱層が必要な支援とつながっている状況		団体の支援活動に応じて初期状態が確定		対象とする脆弱層の内、対象期間終了までに自立再建の道筋やそのために必要な支援が受けられない被災者の数がない状況（事業終了時までの間）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
(防災減災) ①各実行団体における参加団体の国際基準（SphereStandard）の理解向上により、国際的に遅れている災害時の人道支援の視点を底上げする。		各参加団体の内、国際基準に関する研修会未参加団体の、災害時の事業担当者並びに理事者の研修修了者数		0（九州四国中国、近年発災した地域を母数とし、0/4）		4/4（事業終了時）（8/8、担当者・理事者）

(防災減災) ②各実行団体の持つ発災時の活動において、企業が連携することができる取り組みがある状態(資金面、人員面、機能面) このことにより、関心が高まりつつある企業セクターの災害支援参加を促進し、実行団体の長期的な資源確保を支援する。	各団体の持つノウハウに、企業との連携を明示する項目が入っている	0（場合によっては入っている可能性もある。）	4/4（事業終了時）（8/8、担当者・理事者）
(緊急対応) ①対象期間終了後も支援活動が行える体制整備を行う。 このことにより、一過性の被災者支援に留まらない対応をし、支援から取り残される被災者を減少させる。	被災自治体等との、事業終了後を見据えた関係性ができている。(依頼文や協定書など)	0	被災地の必要に応じて、関係性維持を行う。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	200字	時期	
(防災減災)			6/200字
①事前評価を通じた対象地や対象地の団体に関する情報収集を行い、自団体の持つノウハウの対象地域への適応について検討を開始する。		事業開始後6か月程度	62/200字
②対象地域の団体にアプローチを行い、定期的な学習会や意見交換会を実施する（資金支援短期アウトカム①関連）		事前評価終了前から2年目終盤まで	52/200字
③想定する対象地での災害時の支援を検討し、不足する資源を見つけ、獲得に向けて調整を行う（行政やその他団体との関係性、企業等との連携）（資金支援短期アウトカム②関連）		事業期間2年目中盤から3年目終了時に向けて	82/200字
④見直しが図られたノウハウに基づき机上又は実地訓練を行い実効性を確認する。（資金支援短期アウトカム①関連）		事業期間3年目を目途とする。	53/200字
⑤その他発災時を見越した、地域の状況などを①や事業終了前に確認を行う。		事業期間中随時実施。	35/200字
			0/200字
(緊急対応)（1年間の支援期間を想定）			19/200字
①発災現地やその周辺情報を収集する。（場合によっては、対象地域内団体からの情報収集や情報共有会議参加など）（資金支援短期アウトカム①関連）		発災直後から事業終了後まで	69/200字
②支援対象者の情報が不確定の場合には、簡易な調査事業を行い、支援事業の総量と支援方法の精度を高める（事前調査）（資金支援短期アウトカム①、②関連）		事前評価時	73/200字
③実行団体のノウハウに合わせた支援を展開する。（支援内容の数的計測を続ける）（資金支援短期アウトカム①、②関連）		直接支援開始後から事業終了後まで	56/200字
④支援と並行し、地域団体や地域行政などと連携し、支援の出口について検討を行う。（資金支援短期アウトカム②関連）		事業期間中期(事前評価終了後から着手)	55/200字
⑤場合によっては、支援事業を地元を引き継ぐ。（資金支援短期アウトカム②関連）		（事業終了の3か月前程度を目安）	38/200字
(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期	
(防災減災)			6/200字
①スフィアスタンダードをはじめとした未だ習得していない国際基準に関する研修を受講し、ノウハウの見直しを行う。（非資金的支援短期アウトカム①関連）		初年度を想定	72/200字
②既存のノウハウの見直しを行い、主に発災時に不足している自団体資源（資金、人材、物資等）について見直しを行い、企業連携との接点を検討する。（非資金的支援短期アウトカム②関連）		事前評価後から開始。	87/200字
③②について、企業との面談を行う。（非資金的支援短期アウトカム②関連）		事業期間2年目後半からを想定	35/200字
(緊急対応)（1年間の支援期間を想定）			19/200字
（可能であれば）発災後から発災地域行政を中心に、支援の出口について議論を行い、被災地の規模によっては、事業期間終了の支援体制の検討を行う。		発災地域行政との関係性構築後から事業期間終了時まで。	69/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	『災害発生時の迅速な支援は、被災者に迅速に支援を届け、命を助けることにつながるだけでなく、いつ被災者になるかわからない自分たちへの投資である。』を訴求し、実行団体や被災地支援を広く呼び掛けます。 経済界との連携により寄付や物資提供を受ける事もある事から、実行団体を通じたより正確な被災地ニーズの把握により、効果的な寄付・支援を希望される企業の資源を被災者に届けられる活動を広げていきます。	195/200字
連携・対話戦略	J P F では、現在、災害対応に関する事業を進める際に、関係する団体間のネットワーク（主に民間災害支援団体や行政）他のセクター、団体、企業等の事業への参画、多様な関係者（ステークホルダー）との対話を通じながら進めております。また先進的な技術など研究機関や企業の知見を取り組むため、民間非営利以外のセクターとも継続的に対話を行い、社会全体で災害対応準備を行う連携方針をとっています。	188/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	これまでも、市民や企業からの寄付を継続的に受けてきており、その体制は堅持します。一方、寄付金などは災害時の、その発災当初に重点的に集まる傾向があり、防災・減災に関しては現在のところ資金調達が非常に難しい分野です。この事業を通じ、企業連携や行政との連携、防災減災への投資が行われる状況が少しでも作れたらと考えます。 また、最近の寄付の傾向として、当方が主にご寄付頂いている企業においては資金的寄付よりも、物資や社員等の人材提供などにシフトしてきており、そのような相談が増えてきている。この点から、物資面での支援や物流面での企業との連携に関して、これまでに引き続き民間非営利団体と企業側からの支援ニーズの橋渡しを行っていく。	310/400字
--------	--	----------

実行団体	実行団体については、災害の専門団体とともに、災害経験のある非災害専門団体を想定しているため、それぞれの特徴に応じて持続可能な体制づくりの支援を行っていきたいと考えています。 具体的には、JPFもこの事業を通じて活動の広報支援や企業とのマッチングを行い、事業の持続可能性に資する支援を行いたいと考えます。 出口戦略としては、本事業を通じて得られると考えられる主に3つの資産、 1.遠隔等、他地域の災害時の連携団体、 2.災害時の各種ガイドライン、 3.事業連携としての新規の企業との関係性。 これらの災害時に必要とされる資源を定期的にメンテナンス（ガイドラインのアップデートや、勉強会の実施など）を行う長期計画を実行団体が企画し、本事業期間だけにとどまらない同分野における長期的な地理的発展の計画を検討しています。	356/400字
------	---	----------

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	659/800字
JPFは2000年からこれまで、国内外において緊急人道支援として、50以上の国、地域において、総額600億円以上、約1,500事業以上の資金提供を行ってきました。 日本国内においては、主に民間資金（寄付金）を活用し、下記の通りとなっております。 ・2011年～ 東日本大震災被災者支援 民間から70億円以上寄せられた寄付を緊急人道支援のほか、地元主体の復興の支援を実施（継続中） ・2016年～ 熊本地震被災者支援 民間から5億円を超える寄付をいただき、発災直後から、災害弱者やジェンダーに配慮した支援活動を実施。2018年からは地元の地域力強化の実施。 ・2018年～ 西日本豪雨被災者支援 民間から6億円を超える寄付をいただき、広域な被災地に対して、各地域の市民団体や行政、社会福祉協議会などと連携して支援活動を実施。 ・近年：令和元年台風被災者支援、2020年7月豪雨、2021年豪雨被災者支援などへ対応。 ・休眠預金の活用： ■被災地域支援：①令和元年台風被災者支援（2019年度通常枠）、②2023年度国内災害支援（2020年度通常枠緊急出動） ■防災減災事業：③④災害支援事業（防災減災事業、2020年及び2021年度通常枠） ■その他の支援：⑤⑥⑦新型コロナウイルス対応緊急支援（国内生活困窮者食料等支援（2020年度）、在留外国人支援（2020年度、2021年度）、2022年通常枠） ■在留外国人支援：⑧アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援（2022年通常枠、コンソーシアム）	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	742/800字
■案件を発掘、形成するための調査研究 ・垣根のない連帯と共感（東日本大震災における緊急時の連携・仕組みづくりに関する報告書）、・東日本大震災被災者支援評価報告書（2011 - 2017） ・東日本大震災被災者支援プログラムにおける支援者間の連携・調整 ■その他、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 法人全体：過去の国内災害において、次のような経済界との連携実績がある ✓企業寄贈支援物資と現場ニーズのマッチング（企業と支援団体のマッチング数：東日本大震災 228 組、熊本地震 3 組、西日本豪雨 10 組、等） ✓企業による NGO の支援のサポート（スタッフの渡航支援、支援物資輸送、車両貸出、衛星携帯電話貸出、現地事務所備品貸出、等） ✓企業独自の復興支援プロジェクトのサポート（現地 NPO とのコーディネート多数、被災地の現状と支援ニーズに関する情報発信 資料の定期配信、報告会の実施等、等） ■伴走支援実績 ・東日本大震災『共に生きるファンド』 被災三県対象 案件発掘、伴走支援400件程度（2011年から2019年） ・復興庁『被災者支援コーディネート事業』 福島浜通り対象 案件発掘、伴走支援12事業 （2017年から2019年）事業部 ■事業実績 ・2011 東日本大震災（駐在並びに助成実施、政府・国連機関、民間団体等との連携も実施） ・2016 熊本地震被災者支援（調査、資金助成、モニタリング、都内報告会など） ・2018 北海道地震被災者支援（調査、資金助成） ・2018 西日本豪雨被災者支援（調査、資金助成、モニタリング）他、 ・2019 台風15号、19号対応（長野-北関東-東北）（調査、資金助成、モニタリング）他	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	(防災減災) 3-4団体、（緊急対応）左記団体に加え、資金に残がある場合は追加の公募を行い、都度追加で最大4団体程度への助成を想定	
(2)実行団体のイメージ	(防災減災) 災害時の脆弱層支援に関するノウハウと、支援経験のある団体を想定している。 具体例としては生活再建向けの災害ケースマネジメント、子ども向けとしてPFA（Psychological First Aid）、女性対象のPSEAH（Protection from Sexual Exploitation, Abuse and Harassment)等を想定。 （緊急対応）災害状況に合わせて検討。	200/200字
(3)1実行団体当り助成金額	(防災減災) 3年通期で1団体当たり2000万円から3000万円と想定（人件費500万円×1人、活動費200万円から500万円と想定。4団体の場合、3000万円の団体2団体、2000万円の団体2団体の組み合わせや、3団体の場合、3300万円の実行団体3団体など） （緊急対応） 災害規模に因る為上限設定は行わないが、おおむね1回（1年）の出動当たり1団体1000万円ー2000万円程度と想定。	198/200字
(4)案件発掘の工夫	これまでの国内外における被災地支援との関りから、国内の状況に適した上記のノウハウを持つ団体やその集まりに参加し、本取組の周知を行う。 採択された場合には、多様な広報手段を用い、且つ早期に広報を開始し、当方が活動を確認できていない団体などへも情報が届くように努めたい。 具体的には、机上調査に加え、特に、SNSのターゲティング機能を使い、事業内容の拡散を行い、現状到達していない層への告知到達を狙う。	200/200字

IX.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無	なし	
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	本事業運営に関わるJPFのメンバーは基本3人としており、また事業面では、他の防災減災や災害対応事業を実施しているメンバーが随時関わる。 事業運命メンバーはプログラムオフィサー1人（2020年度の防災減災事業担当者を想定）、実行団体経理確認補助、法人会計担当を想定している。 事業面では防災減災事業として食料支援の事業、2023年度の国内災害に出動している職員などを交え、事業の質向上を行っていく。	198/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	当団体は、2005年より認定NPO法人として現在に至るまでその体制を続けており、今回の申請に際して提出した各種規定類整備による形式要件に加え、実態としても組織統治体制並びにコンプライアンス体制を整備、維持している。 実行団体のガバナンス・コンプライアンスについては、JPFの事務局でまずは外形的に整えていく。	154/200字

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/04/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名	支援から取り残される被災者への支援体制強化	
	団体名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	

	助成金
事業費	205,647,656
実行団体への助成	175,000,000
管理的経費	30,647,656
プログラムオフィサー関連経費	22,971,855
評価関連経費	14,870,540
資金分配団体用	8,351,540
実行団体用	6,519,000
合計	243,490,051

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	0	127,940,353	38,730,651	38,976,652	205,647,656
実行団体への助成		109,000,000	33,000,000	33,000,000	175,000,000
—					
管理的経費	0	18,940,353	5,730,651	5,976,652	30,647,656

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,657,285	7,657,285	7,657,285	22,971,855
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,920,000	4,920,000	4,920,000	14,760,000
その他経費	0	2,737,285	2,737,285	2,737,285	8,211,855

3. 評価関連経費

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (C)	0	9,567,180	1,717,800	3,585,560	14,870,540
資金分配団体用	0	5,094,180	694,800	2,562,560	8,351,540
実行団体用		4,473,000	1,023,000	1,023,000	6,519,000

4. 合計

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	145,164,818	48,105,736	50,219,497	243,490,051

資金計畫書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

助成申請書

申請日 2023年12月11日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所	申請団体の住所 東京都千代田区麹町3-6-5麹町GN安田ビル4階
申請団体の名称	申請団体の名称 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
代表者の氏名	代表者の氏名 秋 元 義 孝
法人番号	法人番号 0100-05-006412

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1. 申請団体の名称： 申請団体の名称
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
- 2. 申請団体の住所： 申請団体の住所
東京都千代田区麹町3-6-5麹町GN安田ビル4階
- 3. 資金分配団体としての
業務を行う事務所の所在地： 上記2. 申請団体の住所と同じ
- 4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
- 5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。

3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。

4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
 3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないように留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報※¹がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書

- 2 事業計画書
- 3 資金計画書等
- 4 安全管理・危機管理実施体制表 ※2
- 5 団体情報
- 6 役員名簿
- 7 規程類必須項目確認書（規程類確認書）
- 8 定款
- 9 登記事項証明書（全部事項証明書）＊
- 10 事業報告書（過去3年分）＊
- 11 決算報告書類（過去3年分）※3・※4
- 12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

- ・ コンソーシアムの実施体制表
- ・ コンソーシアムに関する誓約書
- ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出された場合のみ）※2・※3」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

※3 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※4 緊急枠は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上